

令和7年第8回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年7月28日(月) 午後3時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		門脇明子	2番		向陽寛孝	3番		兎山洋美
4番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言(午後 時 分)

2. 議事日程

日程第1 会議時間の決定 自午後 時 分 至午後 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 報告第1号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(令和7年度大山町一般会計補正予算(第3号)教育委員会所管の予算)

日程第4 報告第2号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(工事請負契約の締結について(名和小学校照明設備更新工事))

日程第5 報告第3号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(財産の取得について(IH式回転釜))

日程第6 報告第4号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(財産の取得について(コンビオープン))

日程第7 報告第5号 教育長の臨時代理による事務の承認について
(区域外就学について)

3. その他

4. 次回の開催日程 令和7年 8月 日() 午 時 分

5. 閉会宣言(午後 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
7月 1日	火	夏見つけ・川遊び(大山保・小)大山小3年総合的な学習・光徳子供学園
2日	水	中海テレビ来室
3日	木	県町村教育長会総会・研修会
4日	金	県町村教育長会総会・研修会・連絡調整会議
5日	土	鳥取大学同窓会総会
7日	月	大山小芝ボランティア・民生委員推薦会・兵庫教育大学オンライン会議
8日	火	地域教育連携会議・沖縄料理試食
9日	水	文化祭実行委員会第1回代表者会議
10日	木	部落解放月間にける街頭啓発運動・町村教育委員会総会・研修会
11日	金	中山中学校計画訪問・社会を明るくする運動
12日	土	大山青年の家・中山国際交流協会夕涼み会
13日	日	大山小ヒメボタル観察会
14日	月	協議・市町村教育会議
15日	火	米子市文化振興課来室・町長部局と教育委員会部局との定例会議
16日	水	総務課会議・テメキュラ中学生交流勉強会
17日	木	中国地区市町村教育委員会連合会研修大会
18日	金	中国地区市町村教育委員会連合会研修大会・中学校終業式
19日	土	大山山頂ヒメボタル観察
20日	日	大山山頂ヒメボタル観察・山陰学校茶道連絡協議会研修会
22日	火	小学校終業式・臨時議会・連絡調整会議・管理職会議
23日	水	中山みどりの森保育園計画訪問
24日	木	光徳子供学園 野田正人先生来町・テメキュラ中学生交流出発(～8/4)
25日	金	野田正人先生来町・兵庫教育大学大学院同窓会総会・研修会
26日	土	兵庫教育大学大学院同窓会総会・研修会
27日	日	兵庫教育大学大学院同窓会総会・研修会・職員採用試験・ハワイ短期英語留学生徒出発(～8/10)
28日	月	大山口列車空襲慰霊祭・平和の集い・嘉手納交流勉強会・定例教育委員会
今 後 の 予 定		
29日	火	嘉手納小学生交流出発(～8/1)・境港市訪問
31日	木	西伯郡小学校生活科研修会・光徳子供学園

報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和7年度大山町一般会計補正予算(第3号) 教育委員会所管の予算)

令和7年第5回大山町議会定例会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月28日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第1号 資料

令和7年度大山町一般会計補正予算（第3号）の事業概要

担当課 幼児・学校教育課

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説明
学校管理費（事務局費） ※中学校費	10,357 (79,057)	中山中学校ランチルームエアコン取替修繕 10,357

担当課 社会教育課

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説明
体育施設指定管理費	3,000 (98,386)	名和総合運動公園陸上競技場電気設備修繕 3,000

報告第2号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(工事請負契約の締結について(名和小学校照明設備更新工事))

令和7年第6回大山町議会臨時会に提案する工事請負契約の締結(名和小学校照明設備更新工事)について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月28日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 名和小学校照明設備更新工事 |
| 2 契約の金額 | 51,370,000円 |
| 3 工 期 | 着工 本契約締結の日の翌日(議会議決の翌日)
完成 令和7年9月30日 |
| 4 契約の相手方 | 鳥取県米子市吉岡319番地15
有限会社新生電気工事 代表取締役 渡部 俊介 |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第3号

議会の議決を経るべき事件の議案について (財産の取得について (IH式回転釜))

令和7年第6回大山町議会臨時会に提案する財産の取得 (IH式回転釜) について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月28日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- | | |
|---------|--|
| 1 取得物件 | IH式回転釜 |
| 2 取得金額 | 8,316,000円 |
| 3 取得先 | 島根県松江市東出雲町意宇東3丁目6番地5
山陰アイホー調理機株式会社 代表取締役 佐々木 勝彦 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する
こと。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第4号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(財産の取得について(コンビオープン))

令和7年第6回大山町議会臨時会に提案する財産の取得(コンビオープン)について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月28日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- | | |
|---------|--|
| 1 取得物件 | コンビオープン 2台 |
| 2 取得金額 | 6,094,000円 |
| 3 取得先 | 島根県松江市東出雲町意宇東3丁目6番地5
山陰アイホー調理機株式会社 代表取締役 佐々木 勝彦 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する
こと。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第5号

教育長の臨時代理による事務の承認について
(区域外就学について)

学校教育法施行令第9条の規定に基づく区域外就学について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和7年7月28日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 1件 (詳細別紙)
2. 申立てに対する承諾日 令和7年7月23日

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。